名　称　鵜殿港東防波堤北灯台
位置
所在地　三重県南牟婁郡紀宝町（鵜殿港東防波堤北端）
北緯　三三―四四―一二
東経　一三六―〇一―二八
変更した事項
光度　実効光度七八カンデラ
光達距離　五・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで一〇メートル　平均水面上から灯火まで一六メートル
変更年月日　平成二十三年九月二十九日
名　称　甑中瀬無線方位信号所
位置
所在地　鹿児島県薩摩川内市（甑中瀬灯標）
北緯　三一―五一―〇九
東経　一三〇―〇二―五六
変更した事項
電波の型式及び周波数　P〇N　九、四一〇MHz（±）九〇MHz
記事　九、三二〇MHzから九、五〇〇MHzまでの周波数を使用する航海用レーダーの空中線の指向面が本信号所の方向に向いたとき、レーダーの指示面に符号（三個の長輝線と一個の短輝線）が現われる。この符号の内端の直前が本信号所の位置である。
変更年月日　平成二十三年九月二十九日

〇中部地方整備局告示第百四十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十一月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十一月七日

中部地方整備局長　足立　敏之

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二十三号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
名古屋市緑区大高町字神戸七三番から同市緑区大高町字神戸六七番一まで	前	四〇・七〇～四九・五〇メートル	〇・〇一七キロメートル
	後	四〇・七〇～五〇・五〇メートル	〇・〇一七キロメートル

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局名古屋国道事務所

〇中部地方整備局告示第百四十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十一月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十一月七日

中部地方整備局長　足立　敏之

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　百五十八号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
高山市上切町五二七番一から同市上切町九〇二番一まで	前	二三・〇〇～六二四・〇〇メートル	〇・〇七四キロメートル
	後	二三・〇〇～七六五・〇〇メートル	〇・〇七四キロメートル

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局高山国道事務所

〇中部地方整備局告示第百四十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十一月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十一月七日

中部地方整備局長　足立　敏之

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　百五十八号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
桑名市大字西方字北之広一〇〇一番一から同市大字西別所字愛宕山二〇六九番一まで	前	一〇九・〇〇～一三六・五〇メートル	〇・一〇三キロメートル
	後	一〇七・〇〇～一一五・〇〇メートル	〇・一〇三キロメートル

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局三重河川国道事務所

〇中部地方整備局告示第百四十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十一月七日から二週間中部地方整備局及び同局高山国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年十一月七日

中部地方整備局長　足立　敏之

一　道路の種類　一般国道
二　路線名　百五十八号
三　指定する道路の部分

区間	敷地の幅員	延長
高山市上切町五五六番二から同市上切町三五八番一まで	〇・〇〇～一五・九〇メートル	〇・二三〇キロメートル

四　指定する期日　平成二十三年十一月七日

〇中部地方整備局告示第百四十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十一月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十一月七日　中部地方整備局長　足立　敏之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百五十八号	高山市上切町五五六番二から同市上切町三五八番二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中部地方整備局及び同局高山国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年十一月七日

〇近畿地方整備局告示第二百七十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十一月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十一月七日　近畿地方整備局長　上総　周平

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　四十二号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
新宮市三輪崎字源ケ林二一〇二番一から和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字市屋字馬瀬前四一五番一まで	前	A　七・五〇～一三二・八〇メートル	九・二三七キロメートル	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B　一一・一四～二七一・〇〇メートル	九・一四〇キロメートル	
	後	A　七・五〇～一三二・八〇メートル	一八・〇一〇キロメートル	
		B　一一・一四～二七一・〇〇メートル	九・一四〇キロメートル	
		C　一六・二六～九二・一五メートル	〇・四〇七キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局紀南河川国道事務所